一宮市視覚障害者歩行訓練事業実施要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定により、在宅の視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする「一宮市視覚障害者歩行訓練事業」（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条　この事業の実施主体は、一宮市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長が適当であると認めた事業者(以下「受託事業者」という。)に委託して実施することができる。

（対象者）

第3条　この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、一宮市に住所を有する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもののうち視覚障害の等級が認定されている者であり、かつ更生意欲を持ち、事業を利用した効果が見込まれる等この事業の利用が必要と認める者とする。

（事業の内容）

第4条　この事業は、対象者が自宅周辺を外出できるようになるために、対象者へ巡回訪問して白杖による歩行訓練等の生活訓練をする。なお巡回訪問する場所は、市内の自宅周辺を主とした対象者の生活圏域内とする。

2　この事業の利用について、対象者1人につき、原則として年間12回（1回2時間程度）を限度として実施するものとする。

（利用の申請）

第5条　この事業の利用希望者またはその利用希望の児童の保護者（以下「申請者」という。）は一宮市視覚障害者歩行訓練事業利用申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

(利用の決定)

第6条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、利用決定の可否を決定し、事業の利用が適当であると認めるときは一宮市視覚障害者歩行訓練事業利用決定通知書(第2号様式)により、事業の利用が適当でないと認めるときは一宮市視覚障害者歩行訓練事業利用却下通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するとともに、必要に応じて申請者が確認可能な方法で決定内容を伝達するものとする。

(利用者の負担)

第8条　前条により事業の利用決定を受けた者「以下（利用者）という。」の負担は無料とする。ただし、訓練中に生じる公共交通機関の運賃、施設利用料等の経費は、利用者が負担するものとする。

(利用の取消し)

第9条　市長は、利用者が偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたときは、第7条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

2　市長は、前項の取り消しを行うときは、一宮市視覚障害者歩行訓練事業決定取消通知書(第4号様式)により利用者に通知するとともに、必要に応じて利用者が確認可能な方法で決定内容を伝達するものとする。

(報告)

第10条　受託事業者は、事業を実施したときは、一宮市視覚障害者歩行訓練事業実績報告書（第5号様式）を、市長に報告するものとする。

2　市長は、前項に定めるもののほか事業の適正な運営を図るため、受託事業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(個人情報の保護)

第11条　受託事業者は、職務上知り得た利用者及びその家族その他の者(次項において「利用者等」という。)の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2　事業に携わる者は、利用者等の身上に関して知り得た情報（以下「情報」という。）を他に漏らしたりしてはならない。また、当該情報を、当該事業以外で利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。